

広島県告示第七百九十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所東広島支所において、平成二十四年十一月一日までの間、縦覧に供する。

平成二十四年十月十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道小多田安浦線	東広島市黒瀬町宗近柳国字郷之坪一―二番四地先から東広島市黒瀬町宗近柳国字栗ヶ坪一四五〇番一地先まで	平成二十四年一〇月一 八日